

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾歌郡仁池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）仁池地区）を行うことについて平成25年8月26日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課、坂出市建設経済部産業課及び宇多津町産業振興課において平成25年9月18日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成25年9月13日

香川県知事 浜 田 恵 造